資料１

タイトル

「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」開催要綱

１　背景・目的

総務省では、字幕放送、解説放送等の普及促進を図るため、平成19年10月に字幕放送等の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（以下「行政指針」という。）を策定・公表し、これまで、行政指針に定められた普及目標の実現に向けて、放送事業者の取組を促してきたところである。平成24年には東日本大震災等を踏まえて行政指針を改正した。

この行政指針の普及目標が平成20年度から平成29年度までとされていることから、本年度中に、平成30年度以降の普及目標を定める必要がある。

本研究会は、平成30年度以降の普及目標を定めるに当たり、視聴覚障害者等向け放送の現状や課題、情報通信技術の進展状況等を踏まえつつ、今後の放送を通じた視聴覚障害者等の情報取得に関する議論・検討を行うことにより、新たな行政指針の策定を始めとする、視聴覚障害者等向け放送に関する施策の企画・立案に資することを主たる目的とするものである。

２　名　称

　　本研究会の名称は「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」と称する。

３　検討事項

（１）視聴覚障害者等向け放送の現状及び課題について

（２）視聴覚障害者等向け放送を取り巻く情報通信技術の進展状況について

（３）その他必要な事項

４　構成・運営

（１）本研究会は、情報流通行政局長が主催する。

（２）本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。

（３）本研究会には、座長及び座長代理を置く。

（４）座長は、構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。

（５）座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、その職務を代行する。

（６）座長は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（７）座長は、上記の他、本研究会の運営に必要な事項を定める。

５　構成員に対する遵守規定

（１）構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後も同様とする。

（２）構成員は、検討の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。構成員を辞した後も同様とする。

（３）本研究会は、構成員に（１）及び（２）の規定に違反が認められた場合、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など構成員にふさわしくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、当該構成員の本研究会への参加を取り消し、その経緯等に関する情報を公開することができる。

６　研究会の会議等の公開について

原則公開とし、議事要旨を総務省のホームページで公開するものとする。ただし、本研究会の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

７　庶　務

　　本研究会の庶務は、情報流通行政局地上放送課が行う。

８　開催期間

　　平成29年９月から平成29年12月までを目途として開催する。

以上